

令和7年度
カーボンニュートラルチャレンジからつ補助金
設備等補助事業

【補助金事務の手引き】

唐津市 環境課 カーボンニュートラル推進係

目次

- 1 補助事業の実施に当たって
- 2 補助事業のスケジュール・流れ
- 3 補助事業に係る関係書類の確認・保管について

1 補助事業の実施に当たって

◎本書は、補助事業をより効率的に、かつ適正に実施していただくためのポイントや留意点を記したものですので、事業に関わる皆様が目を通すようにしてください。

■ 補助金交付規則・要綱を精読する

補助事業は、「唐津市補助金等交付規則」、「カーボンニュートラルチャレンジからつ補助金交付要綱」及び「カーボンニュートラルチャレンジからつ補助金実施要領」に従って実施する必要がありますので、規則・要綱・要領をしっかりと読んでください。

■ 注意事項

- 同一年度内、同時に複数の補助申請をする場合において、補助対象設備の全ての事業完了日が同一年度内に完了しなければなりません。
- 補助金の受付は予算の範囲内での受付になります。補助額が予算額に到達した時点で補助金は終了となります。
- 補助金の受付は先着順で行います。
- 補助金の受付は提出書類に不備・不足がない状態で提出されたものとし、不備・不足等あるものに関しては、受付されたものとはみなしませんのでご注意ください。
- 提出書類は、よく確認して提出してください。書類の不備や不足により申請を受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- 申請者は、本補助制度についてご理解いただき、各種手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。
- 申請書類は返却できません。提出する書類は、必ず写し(コピー)を取り、控えとして保管しておいてください。
- 申請書類を記入する際は、文字を消すことができる筆記用具(フリクションペン・鉛筆など)は使用しないでください。
- 以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりすることがあります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段によって申請等があった場合
 - ③補助金等交付規則及び補助金交付要綱などに違反した場合

■ 補助制度の概要

(1) 補助金の予算額

11,565千円

※予算額は全ての補助対象設備及び事業を合計した総額であり、補助額が予算額に到達した時点で補助金は終了となります。

(2) 補助対象機器・補助額

補助対象設備	補助額※1	備考
①コンポスト	3,000 円(上限額)	補助対象経費の1/2以内
②電動生ごみ処理機	20,000 円(上限額)	補助対象経費の1/2以内
③電気自動車※2	50,000 円	定額
④V2H充放電設備	50,000 円	定額
⑤蓄電池システム	50,000 円	定額
⑥太陽光発電システム※3	50,000 円	定額

※1 千円未満は切り捨てとなります。

※2 残価設定クレジットでのご契約については、自動車車検証登録時に車両使用者が申請者本人となる場合、申請が可能となります。

※3 ⑥太陽光発電システムについては、③～⑤の補助対象設備と同時に設置・補助申請を行う場合にのみ申請が可能となります。

(3) 補助対象者の要件

ア コンポスト・電動生ごみ処理機

- ・唐津市の住民基本台帳に記載されていること。
- ・機器を設置できる場所を有していること。
- ・自己の責任において機器を設置し、これを適切に維持管理できること。

イ 電気自動車

- ・唐津市の住民基本台帳に記載されていること。
- ・市税に滞納がないこと。
- ・補助対象の車両の自動車検査証に記載される所有者となる者とする。ただし、割賦販売(所有権留保条項付売買契約)(自動車販売業者、ローン会社等が自動車検査証に記載される所有者となるもの。)により補助対象の車両を導入する場合にあっては、当該車両の使用者となる者とする。

ウ V2H充放電設備・蓄電池システム・太陽光発電システム

- ・唐津市の住民基本台帳に記載されていること。
- ・市税に滞納がないこと。
- ・機器を設置できる場所を有すること。
- ・自己の責任において設備を設置し、これを適切に維持管理できること。

(4)補助対象設備の要件

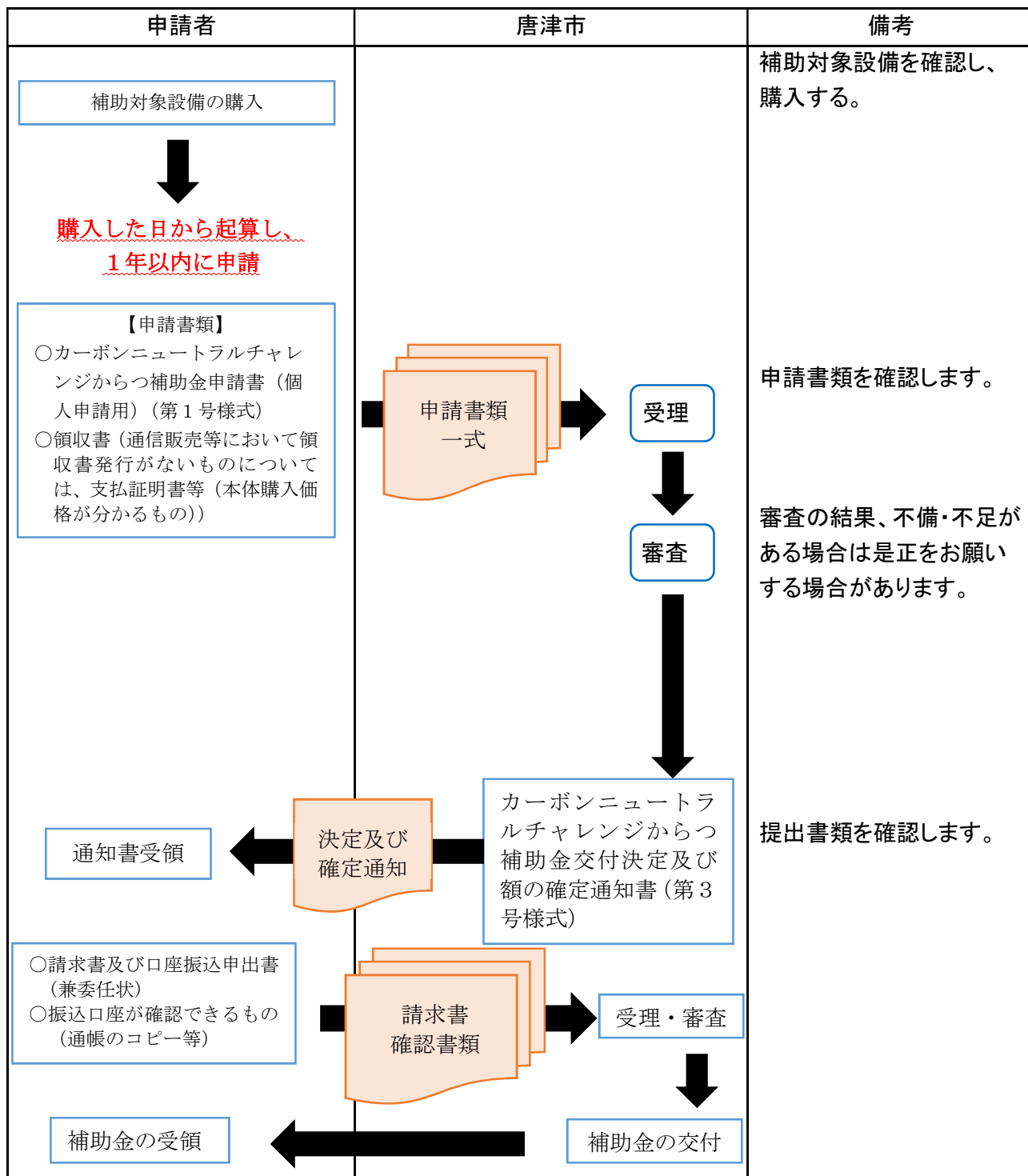
補助対象設備	要件
コンポスト	土中の微生物の働きや発酵資材を使って、生ごみをたい肥化のために使用する容器であるもの。
電動生ごみ処理機	電気式又はバイオ式などで、生ごみを乾燥、発酵等の処理をすることが可能な機器であること。 ただし、単に生ごみを粉碎し、下水道等に排出する機器を除く。
電気自動車	次の要件を全て満たすこと。 (1)4輪車以上の車両であって、外部給電器及びV2H充放電設備を経由して給電できる機能を有しているもの。 (2)自動車検査証の燃料の種類が「電気」であること。 (3)交付決定後に初年度登録される車両であること。 (4)自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること。 (5)自動車検査証における使用の本拠が唐津市内であること。
V2H充放電設備	次の要件を全て満たすこと。 (1)電気自動車等と住宅とで分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 (2)令和4年度から令和6年度に国が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両又は外部給電器の購入に関する補助事業において交付される補助金の交付対象V2H充放電設備一覧に掲載されているものであること。 令和7年度新たに国が実施する同様の補助金の対象設備についても対象とする。
蓄電池システム	令和4年度から令和6年度に国が採択した執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する補助事業において交付される補助金の補助対象機器であること。 令和7年度新たに国が実施する同様の補助金の対象設備についても対象とする。
太陽光発電システム	電気自動車、V2H充放電設備、蓄電池システムと同時に設置・補助申請を行い、次の要件を全て満たすこと。 (1)太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連結された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。 (2)次の数値のうちいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。

	ア 太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をkWで表示し、小数点以下2桁未満を切り捨てたもの。公称最大出力は、日本工業規格(以下「JIS」という。)の規定によるものとする。) イ パワーコンディショナの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値をkWで表示したもの。定格出力は、JISの規定によるものとする。)
--	---

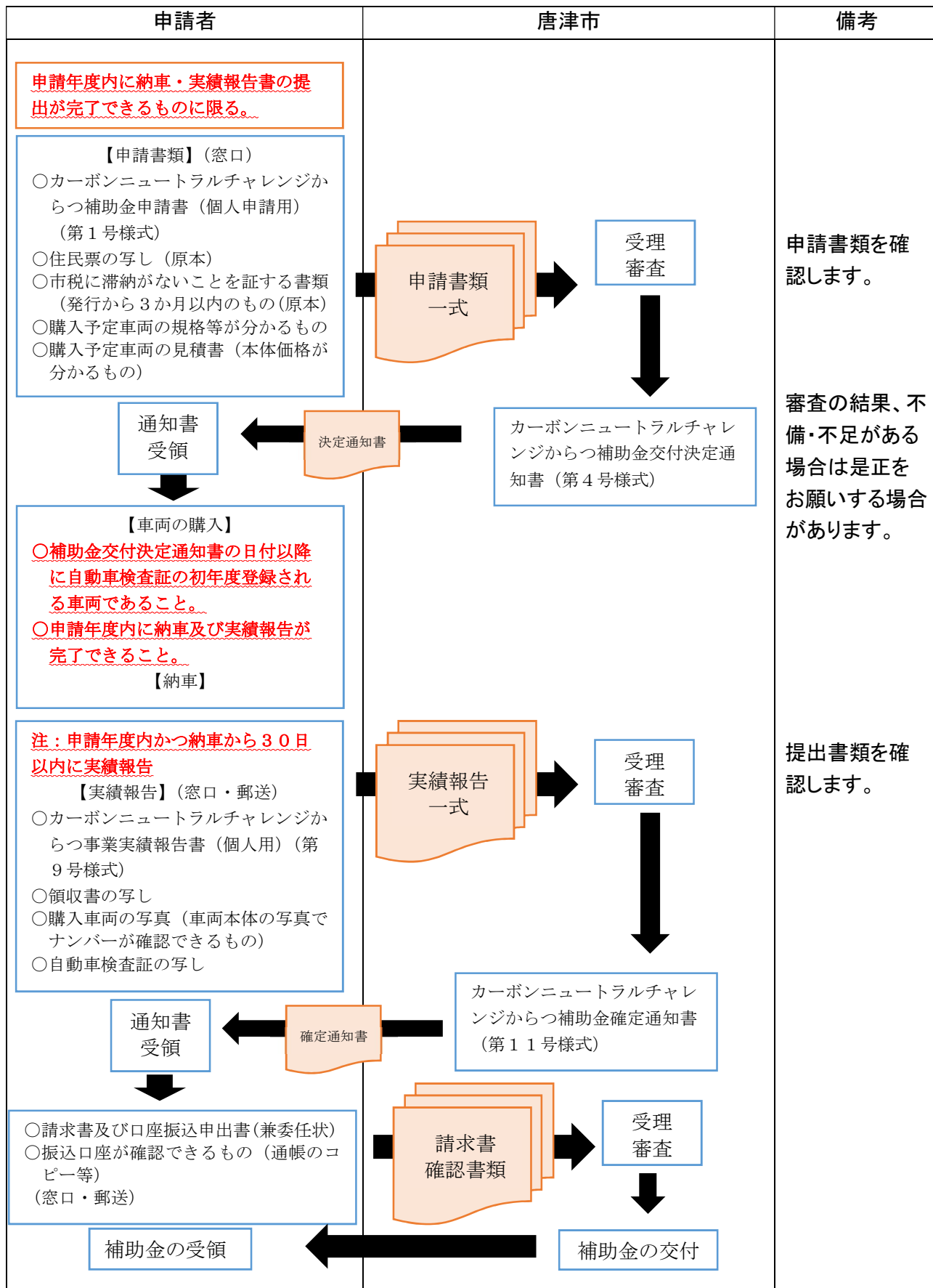
2 補助事業のスケジュール・流れ

補助対象設備ごとに申請のスケジュールが異なります。申請を行う際は下記スケジュールをよく確認してください。

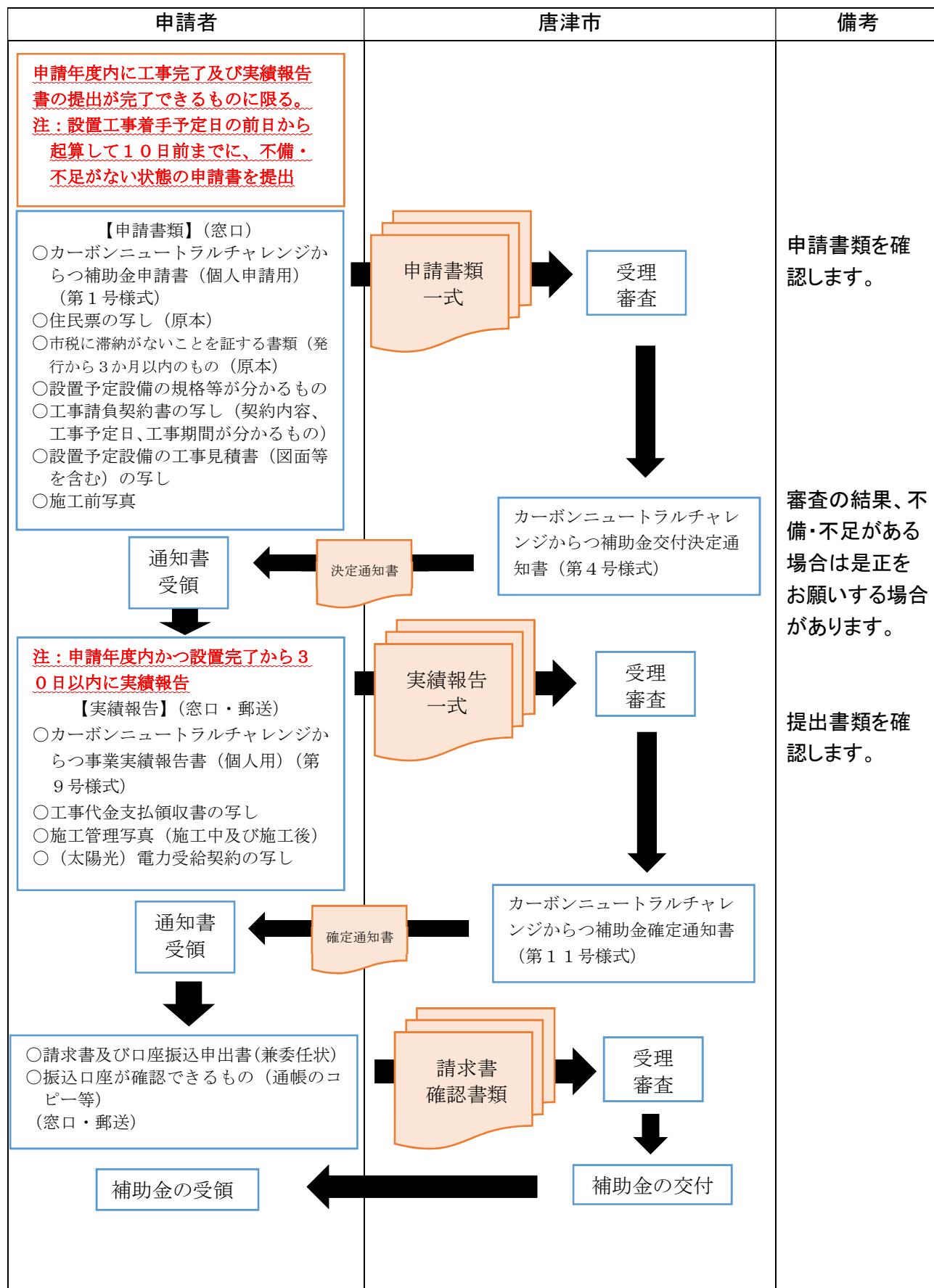
(1)コンポスト・電動生ごみ処理機



(2)電気自動車



(3)蓄電池システム、V2H充放電設備、太陽光発電システム



3 補助事業に係る関係書類の確認・保管について

○補助事業を実施するにあたっては、下記の補助事業関係書類チェックリストを参考にして関係書類を適正に保管してください。

○補助事業者は、補助事業に使用した書類を、事業完了年度の翌年から起算して設備ごとに規定する期間保管しておかなければなりません。

《補助事業関係書類チェックリスト》

(1) コンポスト・電動生ごみ処理機(5年間)

関係書類	有 ・ 無	年月日	備考
交付申請書	有 ・ 無		
領収書等	有 ・ 無		
決定・確定通知書	有 ・ 無		
請求書	有 ・ 無		

(2) 電気自動車(5年間)

関係書類	有 ・ 無	年月日	備考
交付申請書	有 ・ 無		
住民票の写し(発行から3カ月以内のもの)	有 ・ 無		
市税に滞納がないことを証する書類(発行から3カ月以内のもの)	有 ・ 無		
購入予定車両の規格等が分かるもの	有 ・ 無		
購入予定車両の見積書(本体価格が分かるもの)	有 ・ 無		
決定通知書	有 ・ 無		
(変更申請書)	有 ・ 無		
(変更等決定通知書)	有 ・ 無		
実績報告書	有 ・ 無		
領収書の写し	有 ・ 無		
購入車両の写真	有 ・ 無		
自動車検査証の写し	有 ・ 無		
確定通知書	有 ・ 無		
請求書	有 ・ 無		

(3)V2H充放電設備(6年間)、蓄電池システム(6年間)、太陽光発電システム(17年間)

関係書類	有 ・ 無	年月日	備考
交付申請書	有 ・ 無		
住民票の写し	有 ・ 無		
住民票の写し(発行から3カ月以内のもの)	有 ・ 無		
市税に滞納がないことを証する書類(発行から3カ月以内のもの)	有 ・ 無		
工事請負契約書の写し	有 ・ 無		
設置予定設備の工事見積書(図面等を含む)の写し	有 ・ 無		
施工前写真	有 ・ 無		
決定通知書	有 ・ 無		
(変更申請書)	有 ・ 無		
(変更等決定通知書)	有 ・ 無		
実績報告書	有 ・ 無		
工事代金支払領収書の写し	有 ・ 無		
施工管理写真(施工中及び施工後)	有 ・ 無		
(太陽光) 電力受給契約書の写し	有 ・ 無		
確定通知書	有 ・ 無		
請求書	有 ・ 無		